

学術大会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本健康教育学会定款第4条及び第33条に基づく学術大会は、本規程の定めるところによる。

(役員)

第2条 学術大会に次の役員を置く。

(1) 学術大会大会長 1名

(2) 学術大会実行委員長 1名

2 その他の役職については、原則、大会長に一任とする。

(大会長)

第3条 大会長は、理事会が代議員の中から選出し、原則として、前々年度の総会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 大会長の任期は、委嘱された総会の翌日から会務報告がなされるまでとする。

3 大会長は、委嘱された次の理事会から学術大会の会務報告が行われる理事会まで、出席するものとする。

(実行委員会)

第4条 大会長は、学術大会実行委員会を組織し、学術大会の企画及び運営にあたる。

2 実行委員会の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。

3 学術大会の会務報告は、学術大会終了後3ヶ月以内に理事会に提出しなければならない。

4 実行委員会は、学術大会のプログラムの企画、立案、運営等を行い、講演集を作成する。

5 学術大会のプログラムの概要は、開催前年度の理事会に報告する。

6 学術大会の予算案は開催前年度の理事会で承認を得る。

(参加費)

第5条 学術大会に参加する者は、参加費を納入しなければならない。

2 学術大会参加費は、理事会の議を経て決定する。

(発表資格)

第6条 学術大会で研究発表を行う者（以下「演者」という）の筆頭演者は、この法人の会員とする。ただし、共同演者の会員資格は不問とする。

(発表の申込)

第7条 演者は、大会長の指定する期日までに研究内容等を所定の様式により申込みをしなければならない。

(倫理規定)

第8条 演者は、国等の倫理的指針に従い、各施設の研究倫理規定等を遵守し、倫理的配慮のもとに行なわれた研究を発表するものとする。

2 演者は、発表時に利益相反について開示する。

(査読)

第9条 学術大会における一般演題は、査読の上、実行委員会が採択を決定する。

2 公募された一般演題の査読は匿名で行い、複数の査読者により公正に行う。

3 大会長は、採用された一般演題の発表形式、発表日時等を決定する。

4 大会長は、一般演題の採否、決定された発表形式及び発表日時を第7条の申込を行った者に通知しなければならない。

(学術大会の講師・座長等)

第10条 学術大会の講師又は座長がこの法人の会員の場合、参加費は自己負担とし、講演料、交通費及び宿泊費は、原則、支給しないものとする。

(名誉会員)

第11条 この法人の名誉会員の参加費と懇親会費は免除する。

(賛助会員)

第12条 この法人の賛助会員一社につき2名の参加費は免除する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 本規程は、令和5年11月27日より施行する。

附則

令和5年11月27日制定